## 予算特別委員会

令和5年11月15日

葛 城 市 議 会

## 予算特別委員会

 開会及び閉会 令和5年11月15日(水) 午前10時30分 開会 午前10時46分 閉会

2. 場 剪城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員 委員長 川村優子 副委員長 杉 本 訓 規 委 員 西川善浩 IJ 坂 本 剛 司 吉 村 始 IJ 奥本佳史 IJ 谷 原 一 安 IJ IJ 下村正樹

欠席した委員 な し

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

6. 職務のため出席した者の職氏名

 書
 記
 新
 澤
 明
 子

 "
 神
 橋
 秀
 幸

 "
 岸
 田
 聖
 士

## 7. 付 議 事 件 (付託議案の審査)

議第70号 令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について

開 会 午前10時30分

**川村委員長** ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会 を開会いたします。

皆様、おはようございます。季節が一足飛びに冬になりまして、秋がなかった今年でございますが、見渡しますと、山の上に白いものが見えて、雪景色になっているなと。体調管理も非常にややこしい、しにくい季節になっております。インフルエンザも猛威を振るっておりまして、どうぞ皆様、体調管理に気をつけて、これからの冬をお過ごしいただきたいと思います。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。柴田議員、松林議員、横井議員。

発言される場合は必ず挙手をいただき、指名をいたしますので、マイクの発言ボタンを押し、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立をいただき、必ずマイクを近づけてからご発言いただきますようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用につきましては、個人の意思に委ねられております。葛城市 議会でのマスクの着用をしたままの発言についても認めておりますので、ご承知おきくださ い。

また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご 承知おき願います。

また、発言につきましては、簡単明瞭にしていただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第70号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決についてを 議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

前村市民生活部長。

**前村市民生活部長** 皆様、おはようございます。市民生活部の前村でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。

上程いただいております議第70号、令和5年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)についてご説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。

(歳入歳出予算の補正)。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加 し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ39億2,766万2,000円とするものでございます。 最後のページ、4ページの事項別明細書をお願いします。

下の歳出から説明させていただきます。7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目 一般被保険者保険税還付金で200万円の追加。

上の1、歳入で、6款繰越金、1項1目1節の前年度繰越金で200万円を追加するもので ございます。

内容説明といたしましては、国民健康保険税において、過年度更正により、前年度以前の

収納金に過納金が生じた場合に還付する一般被保険者保険税還付金の追加をお願いするもの でございます。

国民健康保険の加入者が社会保険等他の健康保険に加入されたときは、新たに加入した社会保険証等を示し、来庁または郵便等による届出をいただくことによって、市町村は国民健康保険の資格喪失手続を完了させることができます。葛城市では、以前から、国民年金資格喪失者リストを活用・突合させて、年金記録と保険資格が相違し、国民健康保険の資格が喪失していると思われる方には、国民健康保険の資格喪失届の手続をしていただくように、年3回、継続して通知をさせていただいてまいりました。ところが、本年9月に、これまで資格喪失手続をしないまま保険税を納めてこられた方からの届出があり、この届出が高額で、令和元年に遡るものでございましたので、還付額も高額となり、当初予算では不足することとなりました。

当初予算は、本年度も過去の実績を元に積算し、最適と考えた額でお認めいただいておりましたが、今回の届出による事務処理を進め、速やかにお返しすることができるよう、また、還付加算金がかさまないように今回補正をお願いするものでございます。

ご理解を賜り、よろしくご審査いただけますようお願いいたします。

川村委員長 ただいま説明願いました。本案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

谷原委員。

**谷原委員** 丁寧な説明、ありがとうございました。よく分かりました。社会保険に入られるということで、国民健康保険の資格を喪失する。したがって、その時点で国民健康保険税を払う必要はなくなるのに、払い続けていた人がいると。それについては、葛城市としても丁寧に、国民年金加入者と国民健康保険加入者を突合しながら、資格が失われたと想定されることがあるので、通知を送って、申請をちゃんとしてくださいと。税が還付されますということも含めて丁寧に対応されているということで、それについては感謝を申し上げます。

これについて、今回はちょっと見込みが、1人の方が非常に過去に遡ってという事例があって補正が必要だということでありますけれども、この間、社会保険に移っていかれる方が増えているというふうに私は認識しているんです。特例、とりわけご高齢の方がですね。要は、この還付、還付金についてはどういう傾向になっているのか教えていただけますか。今回は特例なのか。だから、過去の事例から予算には上げておられると思うんですけれども、この還付金の額が毎年増えてきているのかどうか、あまり変化はないということなのか、ここの直接の原因には離れますけれども、お分かりでしたら説明願えたらと思います。

## 川村委員長 増井保険課長。

**増井保険課長** 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

還付金の変化というか、推移ということですけれども、令和4年度で申し上げますと143万3,000円、令和3年度で199万1,200円、令和2年度は401万9,148円というふうになっております。令和2年度が大きくなっているのは、コロナ減免があった年でございまして、コロナ減免によって増加しまして、還付も増加しております。

推移としましては、令和2年度は別として、大体150万円、200万円前後で来ておりますので、今回については特別であったかなと思っております。

川村委員長 谷原委員。

以上です。

**谷原委員** 150万円前後でずっと推移しているということですから、特に大きく、この間ずっと国保加入者が減って、社会保険に移り変わられる方がいるということですが、大体これぐらいの数字で推移していて、コロナ禍の減免とか、こういう先ほどあった特定の方の過去に遡った事例があるときに大きく変動するという理解でよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

川村委員長 ほかに質疑はありませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと確認というか、教えていただきたいんですけども、先ほど、国保からほかの保険に変わっている方に対して、資格喪失のリストアップをしているという話でしたけども、その喪失のリストアップというのは、元となる情報というのは、これは国保の基本となる所得情報を元にされて、役所のほうでリストアップされているということでいいのかというのがまず1つ。

それと、やはりこの還付というのを発生させないために、今、年3回通知されているということですけども、それで足りるのか、いけるのかどうか。今回、これ、令和元年度まで遡るということなんですけども、それまでに何で分からんかったのかなと。だから、そういうのが見過ごせる状況であったら、また今後もこういうぼーんと大きなのが出てくる可能性もあるので、そこへの対策というのは今後どう考えてはるかというのをちょっと教えてください。

川村委員長 増井課長。

**増井保険課長** 保険課、増井でございます。

まず、情報を突合させるためのリストアップですけれども、これは年3回届きます年金記録と、あと、葛城市の国民健康保険の資格情報とを突合させて、相違のある場合は、ほかの保険に変わられているんじゃないかということで、喪失の届出をしていただくように案内をしております。

**川村委員長** あと、リストアップ、前年度からの遡っての今回の影響やから、分からなかったのかということですね。

**増井保険課長** リストアップして、通知はさせていただくんですけれども、還付については請求があってからお支払いするということになりますので。それと、あと、金額的には分かるんですけれども、届出、毎年リストに上がる分だけの予算となりますと大きくなりますし、なかなか届出をいただけない場合もありますので、例年の決算額を見た上で予算のほうは上げさせていただいております。

川村委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。私、ちょっと懸念していたのが、最初の突合のところの情報がうまくキャ

ッチできていないのかなと思ったんです。というのは、今、年金機構から上がってくる情報が遅かったのかなという気もしたんですけども、それはちゃんとされているということですね。ということは、今回の原因というのは、還付請求をされていなかったから、これだけ遡ってやらんとあかんかったということですね。そしたら、あと、そこについての対策、リストが分かっていて、対象者も分かっているんやったら、年3回と言わず、その辺の人に対してはもっと頻繁に還付請求してくださいよというアプローチをしていかんとあかんということですね。後になればなるほどこういう補正額も大きくなるので、そこの対策をやっぱりまず決めておかんと、例えば、1年に限らず2年以上還付請求がない場合やったらもっとやるか、あるいは、できるのかどうか分からんけど、これ以上還付請求されなかったら資格喪失しますよというような案内、これはできるかどうか分かりませんよ。そういう、何か相手がアクションを起こすようなこっちのアプローチというのを考えていかんと、またいずれ同じことが起こったら、大きい補正予算がぼーんと上がってくる形になるので、そのあたり、やはり業務を早く進めていかんとあかんというのもありますので、ちょっと考えていただけたらなと思います。何か、もしその辺の予定があるのであればお話しください。

川村委員長 答弁。増井課長。

**増井保険課長** これまで年金記録ですので年3回の通知でしたけれども、今はオンライン資格確認で 資格を確認できるようになっておりますので、今は月1回通知できるようになっております。 川村委員長 よろしいですか。

最後、では、意見として。

**奥本委員** 分かりました。ただ、オンラインと言っても、なかなかそれを使いこなしているかどうかはまたそれぞれの方によりますので。本当に置いておけば置いておくほど、分かっていてもこちらから強制的に返すというのはできませんので。だから、本人がうまく動けるような体制というのを、うまく案内するような方法をまた考えていってください。

川村委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。 議員間討議を希望される方はいますか。

(「なし」の声あり)

**川村委員長** ないようであれば、これより討論に入ります。 討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第70号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第70号は原案のとおり可決することに決定いたしま

した。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言の申出があれば許可をいたしたいと思いますが、ございますか。

(「なし」の声あり)

川村委員長ないようでございますので、委員外議員からの発言を終結いたします。

皆さん、慎重審議していただきまして、ありがとうございます。これからもこういったア プローチというような形をどんなふうにしていくかとか、いろんな課題が出てきたのかなと。 いい委員会であったと思います。ご苦労さまでございました。ありがとうございます。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時46分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 川村 優子